

専決処分の承認(令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第10号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和5年2月8日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和5年1月4日専決

飯塚市長 片 峯 誠

令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)

専決処分報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))

令和5年1月19日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月8日提出

飯塚市長 片 峯 誠

学校給食費請求事件

1 事件の概要及び処理方針

飯塚市綱分在住の1件1名(52月200,118円)及び飯塚市南尾在住の1件2名(129月528,269円)については、給食費を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納給食費の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

なお、訴訟手続後において、その目的達成に特に必要がある場合には、裁判所又は被告の要望又は申入れに基づき和解するものとする。

2 請求の内容

- (1) 未払給食費の支払
- (2) 訴訟費用(当該請求事件に係る諸費用)の支払

専決処分の報告(市道上の人身事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和5年1月19日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の人身事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月8日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 125,270円

1 事故発生の日時、場所

令和4年3月29日(火)午後3時頃

飯塚市長尾地内 市道 横山線

2 事故の概要

相手方が阿恵方面から長尾方面へ自転車で走行中、市道に設置してある地下式消火栓の縁と市道の舗装面に段差があったため、自転車が跳ね上がり転倒した。相手方は右腕負傷及び右手首を骨折し、自転車の前カゴ及びブレーキレバーが破損したもの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 右腕負傷、右手首骨折

物的損害 相手方 自転車 前カゴ及びブレーキレバー破損

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金125,270円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

人身及び物的損害額250,540円のうち、市の過失割合50%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

